

令和5年 第12回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和5年12月 4日					
3. 開催通知の期日	令和5年12月 4日					
4. 招集期日	令和5年12月20日					
5. 招集場所	山ノ内町役場 議場					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	10	藤浦忠広	出
	2	湯本久万	出	12	下田和浩	出
	3	小古井英雄	出	13	小池俊治	出
	4	下田健志	出	14	齊藤蝶次郎	出
	5	山口 剛	欠	15	佐藤次雄	出
	6	望月美知子	出	16	白鳥金次	出
	7	福井敏彦	出	17	湯本貴文	出
	8	渡辺輝子	出	18	上原 仁	出
	9	湯本 浩	出	19	山本善孝	出
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		青木重喜			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		小林万里奈			出
	書 記		石川政志			出

1.1. 報告事項

- 報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第25号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出について

1.2. 提出議案

- 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第36号 農用地利用集積計画の承認について

1.3. その他

タブレットの管理について
農業者年金協議会推進会議の質疑の回答について

<開会>

会長代理 ただいまより令和5年第12回山ノ内町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

本日の欠席は、山口剛委員より欠席とのご報告がありましたのでよろしくお願いいたします。

それでは、招集者挨拶、山本会長、よろしくお願いいたします。

<招集者挨拶>

会 長 皆さん、こんにちは。

12月も20日となって、今年も残り僅かですけれども、ようやく冬らしくなってきました。寒くなってきたとはいえ、この気温が例年並みの気温とニュースでは言っていました。これから雪の降るシーズンで大変になってくるかと思えますけれども、また、皆様、健康に留意されましてお仕事のほうなりに、それなりに頑張っていたと思いますのでよろしくお願いいたします。

12月に入りまして、12月7日、町のブラッシュアップ品評会のリンゴのサンふじの部がありまして、16点の出品物がありました。私も、会場に入ったときにリンゴを見てびっくりしたんですけれども、やっぱり品評会に出すだけあって、リンゴの色がすごく赤くきれいに見えました。

その中で審査を行った結果、皆さん、審査員悩んでいた中で、最優秀賞で、佐野の鈴木駿介さんが最高賞ということで獲得されました。それと、5年以下の就農ということで、これも、鈴木駿介さんが新人賞ということで、ダブル受賞で賞を取った次第でございます。

それと、この委員会の中で、山口剛委員が優良賞ということで頑張っていたきました。入賞された方は、大変おめでとうございます。

それと、16日ですけれども、長野の、国会議員との農政懇談会を、旧メルパルクホテル、新しく名前が変わりましてシャトレゼホテルとなったわけですけれども、そこで、5人の国会議員にお集まりいただきまして、農政懇談会ということで、北信地方15市町村の会長さんがお見えになりまして、その中で6市町村が懇談の発言ができるような形で行いました。

須坂市と中野市と飯綱町ですか、新規就農支援の拡充と農業労働力の確保について発言されていました。それと、高山村と山ノ内町ですけれども、農地の維持、鳥獣害対策など、中山間地域対策について発言をいたしました。もう一つですけれども、長野市の青木会長が、地域計画を具体化させるための農地整備に活用可能な補助事業の要請緩和についてということで意見を発表しまして、各国会議員に要請をいたしてきました。

各国会議員においては、すぐには返答は下しませんけれども、また国会に戻っているような機関へ要請をしたいと、そのような形で申し出ておりました。

12月はこれぐらいです。今年は、もうこの委員会も今日で締めになるわけですけれども、皆様方には、1年間大変ありがとうございました。

以上です。

会長代理 山本会長、ありがとうございました。

それでは、引き続き議事の進行を山本会長、よろしくお願いいたします。

<議事録署名委員の選任>

議 長 4番の議事録署名委員の選任ですけれども、今日は
4番 下田健志 委員
6番 望月美知子 委員
よろしくお願いたします。

<議事>

議 長 それでは、議事に入りしたいと思います。
(1) 報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 1ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月3件です。
1件目、農地所有者は、〇〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇他5筆、現況地目、畑、現況面積9,152平米、あっせんの希望はございません。
2件目、農地所有者は、〇〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇ー〇他1筆、現況地目、畑、現況面積、1,793平米、あっせんの希望はございません。
3件目、農地所有者は、〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇、対象農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇、現況地目、田、現況面積1,380平米、あっせんの希望はございません。
以上、報告します。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告事項ですけれども、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら、次に進みます。
(2) 報告第25号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料2ページをお願いします。報告第25号 農地法施行規則第29条第1号による届出について、こちら、自身の農地に農業用倉庫を建てるという案件で、今月1件ございます。
所在地ですが、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は598平米のうち31.21平米、農地区分は2種農地に該当しまして、申請事由は、農業用倉庫の建築ということでございます。申請人は、〇〇〇の〇〇〇〇、事由の詳細ですが、農産物を貯蔵する施設が手狭になったため、農業用倉庫を新設したということになります。
位置図ですが、資料12ページ、お願いします。申請人の居住地ですが、〇〇〇〇ー〇に住まわれていまして、その隣の〇〇〇〇ー〇が農地でございます。その2つにまたがる倉庫ということでございます。公図を資料13ページ、倉庫の図面を14ページに載せております。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告事項ですけれども、何かご質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら、次に進みます。

(3) 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料の3ページをお願いします。

議案第33号 農地法第3条の規定による許許可申請について、今月1件です。申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇、所有面積、2,548平米、耕作面積、710平米、家族総数1、稼働人員ゼロ、受人は〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数2、稼働人員2、申請地は、大字佐野字〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑、面積、99平米、契約内容は売買で、価格は10アール当たり30万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、町外在住で、空き家及び隣接した農地を一緒に売却したいため、受人につきましては、空き家及び隣接する農地を購入し、移住後、野菜栽培を行うとなっております。位置図を15ページ、公図を16ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から約100メートルほど北西に位置する農地となります。以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

この件の補足説明ですけれども、私のほうからさせていただきます。渡人の〇〇さんなんですけれども、今の説明のとおり、〇〇地区に住宅があったわけですけれども、両親がいないということで空き家になっておりまして、お子さん3人いて、皆さん〇〇へ移住というか、住まわられていまして、山ノ内町の空き家バンクに登録していたところ、受人の〇〇さんが町内を訪れて、気に入ったということで、話の中で売買を成立させたということです。受人のほうの〇〇さんなんですけれども、〇〇〇〇在住で、現在は夫婦共々で〇〇をされているということなんですけれども、お辞めになった後にこっちへ移住して住まわれ、農地も30坪あるわけですけれども、そこで野菜栽培をしたいということです。〇〇さんのほうも、住まいが〇〇〇にお住まいで、兄が〇〇〇と、もう1名弟さんが〇〇〇と言ったか、ちょっと離れているということで、自分たちでは管理できなく、ここで売買が成立したということで、町としても、また空き家とか農地が使えるということで、大変よろしいかと思しますので、よろしくをお願いいたします。

この件について、ご質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

それでは、次に進みます。

(4) 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料4ページ、お願いします。

議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について、こちら、自身の農地を転用するという案件になりまして、今月1件ございます。

農地の所在地ですが、大字平穏字〇〇〇〇〇〇、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は331平米で、農地区分は1種農地に該当します。申請事由ですが、駐車場の造成ということで、申請人は〇〇の〇〇〇〇、事由の詳細ですが、観光農園の駐車場として活用するためということでございます。場所ですが、資料17ページ、お願いします。資料17ページの〇〇の〇〇〇〇から西南西の方向に約250メート

ル離れた農地でございます。公図の写しを資料18ページにつけております。
以上になります。

議 長 ありがとうございます。この案件についての補足説明を佐藤委員、よろしく願
いいたします。

佐藤委員 この農地は、建物に挟まれてある、今現在畑で、お聞きしましたら、〇〇〇〇さん
の奥さんがちょっと野菜か何かを作っておられるという農地だったんですが、この
道の向かい側に、やっぱり〇〇〇〇さんの家の畑がありまして、そこでブルーベリ
ーを作っておられたりしておるので、そこで、駐車場ということで申請されました。
ちょっと道が狭いような気もするんですが、両方〇〇さんの土地だもんで、何とか
なるのかなというふうに考えております。特に、住宅地の中の農地ということです
ので、問題ないかと思っておりますので、お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
続きまして、(5) 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、
事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料5ページをお願いします。
議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、こちらは、土地の売
買に伴う農地転用の案件で、今月3件ございます。3件とも同じ案件ですので、ま
とめて説明させていただきます。
これらの案件は、下須賀川で、国補交通安全対策事業という交通事業で、国道40
3号線の改修工事を行っており、それに伴う農地転用ということになります。
では、1件目の所在地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇〇、地目は、台帳、現
況ともに畑、面積は5.1平米で、申請人は、渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、
受人は〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、2件目の所在地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-
〇、地目は、台帳、現況ともに田、面積は1.35平米、申請人は、渡人が〇〇〇
〇の〇〇〇〇〇、受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、3件目の所在地は、大字夜間瀬字〇
〇〇〇〇〇〇-〇、地目は、台帳、現況ともに田、面積は7.92平米、申請人は、
渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。
いずれの案件も農地区分は3種農地に該当し、契約内容は売買です。事由の詳細は、
国道から住宅等に入る際に、渡人の土地の一部を通行しておりましたが、通行する
部分の土地を購入し、接道として使用するということでございます。
以上になります。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について、望月委員、補足説明をお願い
いたします。1、2、3、同じ物件ですのでよろしく願います。

望月委員 この3つの案件は、国道403号線の歩道拡幅工事と伴い、今までは、なあなあみ
たいな感じで畑へ行くにも家へ入るにも使われていたんですが、工事に伴い区画も
され、また、公共事業用の資産の買取りで収入を得たので、これを機にきちんとし
ようという話合いになりました。〇〇さんは、住宅への接道として〇〇〇さん、
〇〇さんから土地を購入、〇〇〇さんは、農地への接道として〇〇さんから土地を
購入するという、接道ということでの許可申請です。問題ないと思っておりますのでよろ

しくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

(6) 議案第36号 農業地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料9ページをお願いします。

議案第36号 農業地利用集積計画の承認につきまして、今月、利用権設定の新規設定が2件、再設定が2件の計4件です。

1件目ですが、設定を受ける者が、〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目は畑、面積、1,179平米、利用権の種類は賃借権で、6年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は、10アール当たり5,000円の再設定となります。

2件目ですが、設定を受ける者が、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇、字〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇ー〇、現況地目は畑と田、合計面積3,187平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定で、リンゴと水稲の作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の新規設定となります。

3件目ですが、設定を受ける者が、〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目は畑、面積、2,617平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しております。賃料は10アール当たり1万円の再設定となります。

4件目ですが、設定を受ける者が、〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が、〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目は畑、面積、577平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定で、リンゴの作付を予定しています。賃料は全体で5,000円の新規設定となります。

以上4件につきまして承認をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。1番の案件について、補足説明をお願いいたします。湯本浩委員、お願いいたします。

湯本浩委員 再設定の案件ということで、引き続き桃の栽培をされるということで、毎年いい桃を作られていますので問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

2番の案件について、補足説明を齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 〇〇〇〇さんのお宅なんですけど、数年前にお父さんが亡くなられてまして、ちょっと農業ができない状態です。そこで、数年前から〇〇〇〇さんが借りて、その畑と田を維持しているわけです。前から相対で借りていたところを、ここを新規設定ということで、よくいいものを作っておられるので問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
3番の案件について、下田健志委員、補足説明をお願いいたします。

下田健志委員 ○○○○さんなんですけれども、年齢も41歳ということで、若くて、これから農業を頑張ってやってもらう後継者というか、若い方であります。今までも、継続ということで10年やっていらっしゃいまして、これからまた、再度、10年ということでありますので、問題ないと思いますので、皆さんよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
4番の補足説明をお願いいたします。上原会長代理、お願いいたします。

上原代理 この○○さんの畑なんですけど、数年前からさらの、空いていて、畑の場所も比較的よい場所でもったいないということで、○○さんが借りて、リンゴの作付をしたいということです。また、○○さん、娘さん夫婦もいずれ農業をやりたいということなので、規模拡大して準備したいということだそうです。特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について質問のある方は挙手願います。
(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
これで、今日の議事は終了でございます。ご協力ありがとうございました。

会長代理 山本会長、ありがとうございました。

<その他> タブレットの管理について
農業者年金協議会推進会議の質疑の回答について

会長代理 以上をもちまして、第12回山ノ内町農業委員会定例総会を終了させていただきます。どうもご苦労さまでした。

閉会 午後4時40分

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員
